

オンデマンド交通データ活用方法に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、別途規定している「オンデマンド交通協議会 会則」の運用細則として、オンデマンド交通運用自治体(以下「自治体」という)から貸与されるオンデマンド交通データの受渡しに関する詳細事項について定めるものとする。

(所管)

第2条 本細則で定める事務の取扱は、オンデマンド交通協議会会長の所管とする。

(義務)

第3条 オンデマンド交通協議会会員は本細則を誠実に遵守しなければならない。

(データの定義)

第4条 本細則におけるデータとは、個人情報を含まないオンデマンド交通運行ログデータ、予約ログデータをいう。

(データの利用範囲)

第5条 本データは地域公共交通に携わる学識経験者等のデータ活用(学術論文や研究発表等の材料等)のために利用するものとする。

(データ貸与・利用の手続き)

第6条 データの貸与及び利用の際は以下の手続きをおこなう。

- (1) オンデマンド交通協議会事務局(以下「事務局」という)は、自治体から「オンデマンド交通データ提供承諾書(仮称)」を取得し、事前にデータ貸与の承諾を得るものとする。
- (2) データ利用者は、「オンデマンド交通データ利用承諾書(仮称)」を事務局より入手し、データ活用に関する必要事項の承諾を事前に受けるものとする。
- (3) データ利用者がデータを利用する際は「オンデマンド交通データ利用申請書(仮称)」を事務局へ提出するものとする。

(データの授受)

第7条 データ利用者からの申請後、事務局はオンデマンド交通システム会社から、当該データを入手し以下の方法でデータ利用者へ貸与する。

- (1) データを電子メールで送信する場合は、添付ファイルにパスワードを設定するなどの措置を行うものとする(その際、ファイル送信とパスワード通知のメールを分ける)。
- (2) 電子記憶媒体で郵送する場合は対人郵送サービスなどを利用するものとする。

(データの消去・破棄)

第8条 データ利用者は、データ利用後に、自治体から貸与されたデータを速やかに破棄しなければならない。破棄後は「オンデマンド交通データ消去・破棄証明書(仮称)」を事

務局へ提出するものとする。

(著作権)

第9条 データの著作権は各自治体が有する。貸与したデータについてはその著作権を放棄するものではない。

(転貸の禁止)

第10条 貸与を受けたデータ利用者は、貸与を受けたデータの全部あるいは一部の複製を第三者に転貸(譲渡)することはできない。

(成果の報告)

第11条 データ利用者はデータ活用後、貸与を受けた自治体に対し研究の成果を報告するものとする。

(付 則)

第12条 この細則は、平成27年8月1日から施行する。